○九州地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
豊後大野市犬飼町下津尾字犬飼山四〇五三番一から同市朝地町下野字胡麻町七七〇番一まで	前	A 八・九〇～五四・四〇	二三・七八〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二一・〇〇～四一三・〇〇		
	後	B 二一・〇〇～四一三・〇〇	二〇・三四三	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○北海道開発局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道虻田郡喜茂別町字川上三四〇番一地内	前	二九・二七～三九・九七	〇・〇三六	
	後	二九・二七～四一・七八	〇・〇三六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道紋別郡湧別町福島五一六番三から同町福島六〇五番一まで	前	二七・二八～三七・七五	〇・五二一	
	後	二七・二八～六三・六〇	〇・四九八	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
深川市鷹泊九五二番から北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内七七番一まで	前	A 一七・五〇～五二・五九	一・二一二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D 一三・〇〇～一二一・七〇	四・三八〇	
	後	B・C・D 一三・〇〇～一二一・七〇	四・三八〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A 一〇・九一～五〇・〇〇	一一・二四六	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G 二〇・五〇～三二二・〇〇	一〇・八一一	
	後	A 一〇・九一～五〇・〇〇	一一・二四六	
		B・C・D・E・F・G 二〇・五〇～三二二・〇〇	一〇・八一一	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町奥白滝二三五番一から同町奥白滝二三三番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

○沖縄総合事務局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

沖縄総合事務局長　久保田　治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一